

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



岩井やすのり

略歴 1970年(昭和45年)生まれ51歳
専修大卒、早稲田大学院 政治学研究科修了

事務所連絡先 TEL: 0476-36-7799

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp

印旛郡栄町安食台 2-26-23 (栄町役場前大山ビル 2F)



Follow me, please.
ツイッター始めました!

民間投資に農用地の壁 県が空港周辺特区を提案

コロナ禍にあっても、航空貨物需要が伸びる成田空港。県は今年1月、空港周辺の更なる拠点整備を図るため、内閣府に対し、土地利用に関する規制緩和を認める国家戦略特区の提案を行っています。

●羽田空港輸出入貨物 大半は成田周辺で集積

新型コロナウイルスの深刻な影響を受けた日本の航空大手は、国際線旅客数が前年比 96~97%減、国内線も 76~80%減と厳しい状況が続いています。一方で、国際貨物便は、欧米からの医薬品や医療機器の輸入、リモートワークの定着で IT 機器向けの半導体や電子部品の輸出が増え、2020年の国際線貨物便発着回数は 3万 7300回(前年同期比 153%)と、過去最多を記録しているのです。

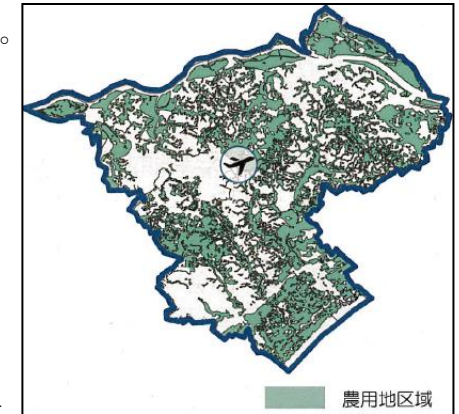
ところで、成田空港が開港以来、首都圏の国際貨物を一手に受け入れてきた結果、成田空港はもちろん羽田空港を通して輸出入される航空貨物も、多くが成田周辺の物流施設にて集積されています。IAEAから医薬品輸送品質に関わる CEIV Pharma パートナーエアポートと認定されたのは今年3月のことですが、ワクチン等の輸出入需要の拡大に応えるため、物流、運送施設をはじめとする、成田空港周辺のさらなる航空物流拠点化が求められています。

●成田周辺に広がる農用地 民間による整備の限界

さて、成田空港の整備では、空港本体のみを国家プロジェクトとして推進する一方、周辺開発は民間投資に委ねられているのが、羽田空港との大きな違いです。しかし、民間の手で貨物輸送施設をはじめ、旅客や従業員の受け入れ施設を整備しようとする場合、空港周辺に広がる農用地区域が大きな壁として

立ちふさがります。

農用地区域とは、将来にわたって農業のために利用していくべきと位置付けられた土地のことで、農地以外への転用は原則不許可。栄町を含む成田周辺 9市町では、この農用地区域のほか、農地転用がさらに難しい第一種農地等の優良農地が広がっており、民間が投資を行いづらい状況となっているのです。



空港周辺に広がる農用地区域

●土地利用に関する規制改革で民間投資拡大を

そこで、今回県が行った国家戦略特区の提案が、成田空港周辺 9市町内にある農地の農振除外要件、農地転用許可基準の緩和。

具体的には、9市町内の「インターチェンジから半径3キロ以内」、「国道と国道の交差点から3キロ以内」等の地域で、物流施設や運送施設、ケータリングなどの物流・航空関連施設、ホテルや商業施設などの旅客関連施設、住宅や医療、介護施設などの従業員関連施設を設置しようとする場合に、農地以外への転用を容易にしようとするものです。

成田空港では、3本目となるC滑走路新設のほか、既にあるB滑走路の延伸も予定されているところ。これらの経済効果を高めるためにも、土地利用に関する規制緩和は特に必要な政策であると考えます。

活性炭談合事件 県 賠償請求額の算定に苦慮

令和元年に公正取引委員会が排除命令を行った、活性炭に関わる入札談合事件。本県も関係業者7者から8億2千万円の契約を行っていますが、損失額の算定に苦慮し、損害賠償請求に踏み切れていない実態があります。

●国内化学メーカー16社による大規模談合事件

活性炭は主に浄水場のろ過池で使われ、化学物質などを表面に吸着し、カビ臭などを除去するものです。

この活性炭の入札について、公正取引委員会が談合があったとし、関係事業者に排除措置命令、課徴金納付命令を行ったのは2019年11月のこと。国内の化学メーカー16社が、少なくとも13年以降、公取委が立ち入り検査を行った17年2月まで、活性炭入札に関する談合を繰り返し、関東や近畿の自治体など61事業者の浄水場、137施設で販売価格を不当につり上げていたと認定されたのです。

●原油価格の下落 談合終了後に値上がるケースも

入札談合により損失を被った自治体として、関係業者に対し損害賠償請求を行うのは当然のことですが、

県企業局 活性炭の契約状況

		談合期間中		談合期間後
粉末活性炭 (WET)	平均単価 (円)	216.5	↗	253.2
	平均落札率	47.4%	↗	74.9%
粉末活性炭 (ドライ)	平均単価 (円)	225.8	↘	201.1
	平均落札率	49.0%	↗	67.7%
粒状活性炭	平均単価 (円)	380,520	↘	132,013
	平均落札率	82.7%	↘	56.8%

※談合期間中は26～28年度、談合期間後は29～元年度

今回は肝心の損失額の算定に苦慮しています。

活性炭は、粉末活性炭(WET)、粉末活性炭(ドライ)、粒状活性炭の3種類に分けられるのですが、そのうちの粒状活性炭こそ、談合期間終了後に平均単価、平均落札率ともに大きく下落したものの、粉末活性炭(WET)は平均単価、平均落札率がかえって上昇。粉末活性炭(ドライ)も平均落札率は上昇しています。

これは、2014年に1バレルあたり90ドルを超えていた原油価格が、2016年には50ドルを下回るなど、談合期間中に活性炭の原料価格が下がり続けたことが大きく影響しています。結果として、今回の入札談合による損失額の算定が難しく、千葉県として対象業者に対する賠償金請求に踏み切れないでいるのです。

●東京、茨城で賠償請求も算定方法に課題あり

本県と同様に損害を被った東京都は、契約約款を根拠に、6事業者に対し契約総額の10%にあたる3億3百万円を請求していますが、契約相手ではない活性炭メーカー(契約の相手方は活性炭代理店)に対する、契約約款を根拠とした損害賠償請求にはやや無理があります。また、茨城県や大阪水道企業団は、談合期間中と期間後の契約単価の差額により算定する手法で、茨城県は22億2千万円、大阪水道企業団は10億7千万円を請求していますが、上に挙げた事例のように落札率、落札価格が下落している場合には、談合業者に賠償請求できないという矛盾が生じてしまうのです。

とはいえ、本県としても損害賠償請求を行う方向で、損失額の算定方法などについて調整していると聞いています。少なからぬ被害を受けた自治体として、関係業者への毅然とした態度が求められます。

